

新たな地域コミュニティ支援事業概要（中間支援組織の活用）

◆事業目的

中間支援組織を活用して、地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援等を行うことにより、大きな公共を担う活力ある地域づくりを実現することを本業務の目的とする。

◆実施体制

区役所が提供する区役所等庁舎内に「港区まちづくりセンター」を設置する。

【「港区まちづくりセンター」組織体制】

事務責任者、業務責任者（アドバイザーを兼務）及び地域まちづくり支援員をもって組織する。

・事務責任者

業務責任者と連絡調整を行い、事務を掌握する。

・アドバイザー

地域まちづくり支援員の業務内容を総括し、指揮監督するとともに必要な助言・指導を行う。

必要に応じ、区役所や地域団体等の相談にも応じる。

・地域まちづくり支援員

地域活動の実績を有し、地域事情に精通するとともに、ファシリテート及びコーディネートの手法、会議等運営の知識やノウハウを有し、地域が円滑に自律運営を行えるよう支援する。

◆具体的な業務内容

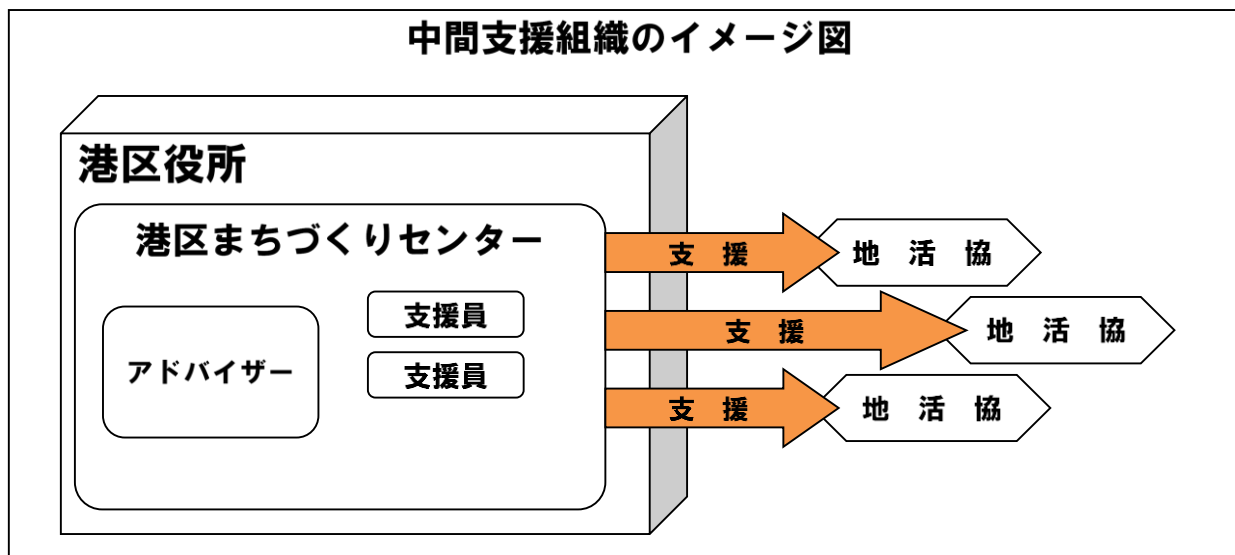
(1) 地域活動協議会の自律的運営に向けた支援

- ・地域課題への取組にかかる支援
- ・つながりの拡充にかかる支援
- ・組織運営にかかる支援

(2) その他

◆委託期間：平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

中間支援組織イメージ図



参考 (平成 25 年度末評価時分)

新たな地域コミュニティ支援事業（中間支援組織の活用）

◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、新たな市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用し、校区等地域における地域活動協議会の形成など、市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的とする。

◆実施体制

市内を5ブロックに区分し、公募型プロポーザルにより決定した委託事業者（中間支援組織）が、各ブロックの「まちづくりセンター（機能）」に、平成24年10月から、スーパーバイザーを配置する。また、各区毎に設置する「まちづくりセンター支部」に、10月からアドバイザーを、11月から地域まちづくり支援員を配置する。

- ・スーパーバイザー：ブロック毎の「まちづくりセンター（機能）」において、ブロックを統括する。
- ・アドバイザー：各区ごとに設置する「まちづくりセンター支部」において、地域まちづくり支援員を指導及び助言する。
- ・地域まちづくり支援員：会議等運営の知識やノウハウを有する者、また、地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者等が事業者により公募・採用され、地域の支援にあたる。

◆具体的な業務内容

(3) 地域活動協議会の形成支援

- ア 地域課題やニーズ、住民意識を把握するための調査、分析等
- イ 地域活動協議会の合意形成に向けたコーディネート

(4) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

- ア 幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すための支援
- ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- オ 地域課題をビジネス手法で解決するための情報提供や、専門相談機関等への連絡等
- カ 地域団体間の連携・協働に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
- キ NPO等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導

◆委託期間：平成24年10月1日から平成26年3月31日まで

中間支援組織のイメージ図

